

外郭団体等の経営状況等点検・評価実施方針

1. 実施の目的

本市では、市民ニーズに迅速・柔軟に対応できるよう、各外郭団体等を行政の補完的な役割を担う団体として位置づけ、各団体への業務委託や各団体が実施する事業への支援等を行ってきました。

しかし、市と外郭団体等の関係性については変化する市民ニーズや社会情勢等にあわせて不断の見直しが必要であり、これまでも外郭団体等への委託料、補助金、負担金等の適正化、団体への人的派遣の見直しなどに取り組みました。

また、平成25年3月に策定した「枚方市行政改革実施プラン」に基づき、各外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定を通じて、各団体の今後の活動、必要となる人員、財務内容などの見通しを明らかにするよう要請するなど、経営健全化の促進にも取り組んできました。

今回、さらなる経営健全化を促進するとともに、本市の外郭団体等への関与の必要性や支援方法の見直しを行い、本市と外郭団体等との関係性を検証するため、外郭団体等の経営状況等の点検・評価を実施します。

2. 対象

本取り組みにおける外郭団体等とは、次のいずれかの要件に合致する団体とします。

①	地方自治法第221条第3項で定める長の調査等の対象となる法人 (公益財団法人 枚方市文化国際財団、公益財団法人 枚方体育協会、 株式会社エフエムひらかた、枚方市土地開発公社、枚方市街地開発株式会社)
②	本市の行政を補完する役割を担っており、市が継続的に財政的な支援を行っているなど、本市と密接な関連を有する団体 (社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会、公益社団法人 枚方市シルバー人材センター、 公益財団法人 枚方市文化財研究調査会、特定非営利活動法人 枚方市勤労市民会、 特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会、特定非営利活動法人 枚方文化観光協会)

3. 点検・評価の基本的視点

外郭団体等の経営状況等について、以下の視点に基づき点検・評価を実施します。

(1) 市が各団体に期待する役割と各団体が実施する事業が合致しているか

- ①各団体の実施する事業が、効率的、効果的に行政の補完となっているか。
- ②市が実施する事業と各団体が実施する事業との整理が図られているか。

(2) 各団体の財務状況は健全か

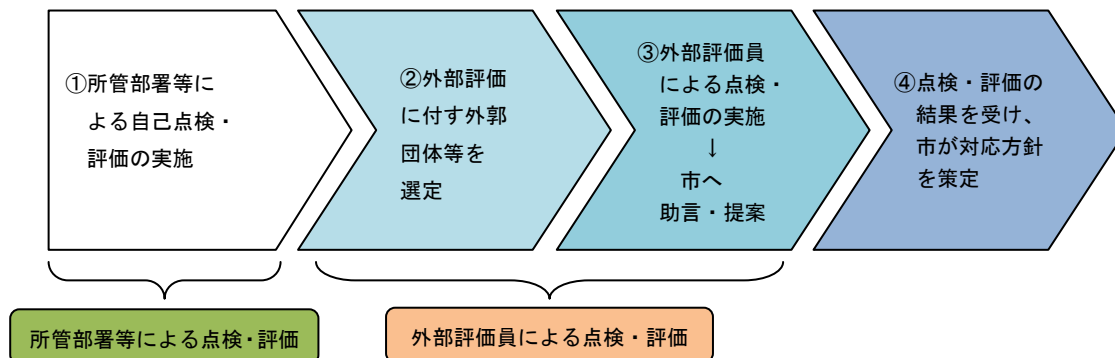
- ①各団体の財務状況、事業内容、人員状況等の確認。
- ②各団体の収入に対する市の支出状況の確認。
- ③各団体の経営健全化の取り組みは、各団体の「経営プラン」どおり進捗しているか。

(3) 市と各団体との関係性は適正か

- ①各団体への支援内容は必要かつ妥当か。
- ②各団体への業務委託内容等は適正か。

4. 点検・評価の方法

(1) 点検・評価の流れ



(2) 点検・評価の方法

① 所管部署等による自己点検・評価の実施

所管部署と外郭団体等において、点検・評価の基本的視点に基づき、外郭団体等の事業内容、経営状況、市と各団体との関係性等について、チェックシート等を用いた自己点検・評価を実施します。点検・評価にあたっては、必要に応じて各所管部と市長等とのヒアリングを行います。

各外郭団体等の協力を得ながら、所管部署等においてチェックシートを作成し、自己点検・評価を実施。

所管部署等により実施した点検・評価の内容について、ヒアリングを実施。
(市長等)

② 外部評価に付す外郭団体等を選定

自己点検・評価の結果を踏まえ、より詳細な点検・評価を行う団体を外部評価員が選定します。

③ 外部評価員による点検・評価の実施

選定した団体についての経営状況等に対して、専門的な観点から点検・評価を実施し、また、経営のあり方に関する助言・提案を受けることができるよう、外部評価員による点検・評価を実施します。なお、実施にあたっては、各外郭団体等の協力を得ながら必要に応じて現地調査、ヒアリング等を行います。

④ 点検・評価の結果を受け、市が対応方針を策定

得られた点検・評価の結果に基づいて、団体への支援のあり方をはじめとした市の関与方法の再検討を行い、市としての対応方針を策定します。

この対応方針は策定後公表するとともに、次年度以降の事業や予算要求に反映します。

(3) 外部評価員

外部評価員については、学識経験等の分野から3名選任することとします。

5. 実施スケジュール

平成 29 年 4 月	外部評価員の選定・委嘱
5 月～6 月	所管部署等による点検・評価の実施
7 月～10 月	外部評価員による、評価対象とする外郭団体等の選定及び点検・評価の実施
11 月	点検・評価の結果に対する市の対応案を策定（行政改革実施本部会議） 市議会へ説明
平成 30 年 1 月	市の方針を確定（行政改革実施本部会議）